



Washington D.C. Political and Economic Report

ワシントン情報 (2009 / No.024) 2009年6月25日

三菱東京 UFJ 銀行ワシントン駐在員事務所長

Tomoyuki Oku 奥 智之

+1-202-463-0477, toku@us.mufg.jp

米国でクレジットカード利用者保護強化法が成立

米国で5月22日、クレジットカード利用者の保護を強化する法案 (Credit Card Accountability, Responsibility, and Disclosure Act : HR627) が成立した。オバマ政権が掲げる消費者保護強化の第一弾。これまで、カード会社の一方的な金利引き上げや不透明な手数料に対し、規制強化の必要性は問われつつも先延ばしにされてきた。しかし、金融危機以降、クレジットカード破産に追い込まれる消費者が続出し、国民の税金によって救済措置を受けた金融機関の傘下にあるクレジットカード会社が、家計を苦しめているとの不満が高まったことから、議会は同法案を早期に成立させた。

<不透明なカード金利の引き上げや不当手数料を防止>

これまでカード会社が金利を随時変更したり、予想外の手数料を徴収するケースが後を立たず、米国消費者の間では不満が募っていた。これを受け、金融面での消費者保護の第一弾として同法案が成立。同法の主な内容は以下のとおり。

- 随時で理由を問わない金利引き上げの禁止
- 他社のクレジットカードでの延滞を理由とする金利などの契約条件変更を禁止
- 金利や手数料の引き上げは45日前までに利用者へ通知
- カード会社は支払い期限の21日前までに請求書を送付 (現行14日前)
- 支払い延滞60日間以内の金利の引き上げを禁止
- カードを新規発行してから最低6ヶ月は勧誘キャンペーン時の金利を維持し、12ヶ月以内の金利の引き上げを禁止
- カード利用者が信用限度額の超過を通知され同意した場合以外、超過手数料を課すことを禁止
- 電話やオンラインでの支払いに手数料を課すことを禁止

<消費者の勝利>

消費者団体は同クレジットカード改革法を歓迎。米国消費者連盟 (Consumer Federation of America) の Travis Plunkett 氏は、「クレジットカード会社が利益を上げるために利用してきた罾や仕掛けは、多くの家庭のカード残高を膨れ上がらせ、金銭的な苦境へ追いやった」と非難する。現在の米国では、約5千万世帯が平均17,000ドル以上を毎月カード残高として繰り越しているという。



同法の発案責任者である Christopher Dodd 上院銀行委員長は、「クレジットカード会社の犠牲になってきた米国消費者の勝利」と述べる。また、Geithner 財務長官もクレジットカード改革法を消費者保護を強化する重要なポイントに位置づけている。

米連邦制度準備理事会（FRB）は、2008年12月にクレジットカード会社に対する規制を強化する方針を示しており、2010年7月に施行される予定。今回成立したクレジットカード改革法は、FRBの新規制を補完する形である。

Obama 大統領は、米国民は毎年 150 億ドルもの違約金をカード会社に支払い、44%の世帯がカード残高を繰り越していると指摘した上で、信頼できる消費者保護は必要と主張。同大統領は上院議員時代からクレジットカード改革の必要性を唱えており、同法の早期成立を後押ししていた。

<金融業界は長期的なマイナス影響を警告>

同法は、一方的な金利引き上げや手数料の徴収を防ぐことで消費者を保護する一方で、長期的には、クレジットカード会社側の対応として、与信枠の圧縮、入会審査の厳格化、金利や年会費の上昇などのマイナス影響が懸念されている。

「経済低迷により信用枠拡大が最も必要な時期にもかかわらず、クレジットカード改革法は米国消費者に対し、選択肢の制限、コストの増加、金利の引き上げを引き起こす」と全米独立地域銀行家協会（Independent Community Bankers of America : ICBA）の Camden Fine 会長は警告する。

米国銀行協会（American Bankers Association）の Edward Yingling 会長は、クレジットカードは消費者や小企業が短期間の資金調達のために頼る「強力な経済の推進力」と主張する。

Jeb Hensarling 下院議員は（共 Texas）カード利用者への過度な罰金を取り締まる結果、カード会社が新たな収入源を求めて、年会費や金利の引き上げなどに動き、信用力の高いカード利用者にもマイナス影響が及ぶことを懸念する。

<関連性のない銃規制緩和項目も盛り込まれる>

同法は、Tom Coburn 上院議員（共 Oklahoma）が、国立公園への訪問者に弾丸の込められた銃器の携帯を許可する項目を追加したまま成立した。消費者保護と無関係の銃規制を緩和する項目が盛り込まれた背景には、同法の早期成立を目指した民主党と、同法の支持と引き換えに、銃規制緩和を目指した共和党の妥協が見える。

<消費者保護を目的とした監督機関の創設案も>

Obama 政権は 6 月 17 日に発表した金融規制改革案の一環として、消費者金融保護庁（Consumer Financial Protection Agency : CFPA）の創設を提案。金融商品分野に関して消費者を保護する役割を担う。しかし、規制強化を嫌う金融業界から反対の声が上がっているほかにも、すでに規制監督を担う各当局からも CFPA との規制内容の重複や矛盾を懸念する意見



があり、前途多難である。CFPA の新設を断念し、各当局の規制範囲を拡大する可能性もある。

<カード会社間の競争が激化も>

クレジットカード社会である米国にとって、今回のクレジットカード改革は大きな反響を呼んでいる。金利引き上げや手数料賦課の条件を厳しくすることにより、カード会社からの反動を懸念する声はある。しかし、無数に存在するカード会社間の競争が激しいため、消費者に主だった負担をかけるのは難しく、むしろカード会社間の競争が激化するとみられる。例えば JP Morgan Chase & Co. は 6 月 4 日、カード利用に対する Reward (ポイント) を充実させることにより、他社カード利用者の自社利用へのシフトを狙うプログラムを発表した。

<米国の過剰消費は是正に向かう？>

統計によると米国人が保有するクレジットカードは一人平均 9 枚近い。日本人は 3 枚程度という。日本では 9 割を超える人が 1 回払いだが、米国では残高を翌月に繰り越して支払いを先に延ばす利用者が過半だ。月次請求残高のうち Minimum payment due と記された金額を払うだけでもよいから、金利は嵩んでいくが、借り易い仕組みになっている。大きな買い物をして月次支払額は自分で調整できるから、“Buy now, Pay later” との消費心を煽る。

2006 年までの住宅価格高騰と合わせて、米国の消費を過剰に膨らませてきたのがこうしたクレジットカードである。Obama 政権の一部は、米国の過剰消費を改める観点からもカード会社規制強化は望ましいと考えているという。一方、米国の過剰消費が減る分、アジアの輸出依存型経済国には内需振興を求めるわけだ。

カード会社の不透明な金利引き上げや手数料の規制は適切かもしれないが、カード会社が利益防衛のために正式手続きを踏んでの金利や手数料引き上げに動く可能性があり、カードが使いにくくなると、マクロ的には米国消費の低迷が長引く恐れがある。しかし室内を飾ったり、他人よりも良い車を買いたい見栄張りのアメリカ人のこと、株価や雇用が落ち着いてくると、クレジットカードを活用しての消費が再開するような気がしてならない。

(担当：龍野裕香)

(e-mail address : ytatsuno@us.mufg.jp)

以下の当行ホームページで過去20件のレポートがご覧になれます。

<https://reports.us.bk.mufg.jp/portal/site/menuitem.a896743d8f3a013a2afaace493ca16a0/>

本レポートは信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また特定の取引の勧誘を目的としたものではありません。意見、判断の記述は現時点における当駐在員事務所長の見解に基づくものです。本レポートの提供する情報の利用に関しては、利用者の責任においてご判断願います。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は、出所をご明記ください。

本レポートのE-mailによる直接の配信ご希望の場合は、当駐在員事務所長、あるいは担当者にご連絡ください。